

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条の規定により、堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業の優先交渉権者の選定に係る客観的な評価の結果をここに公表します。

平成 19 年 2 月 15 日

堺市長 木原 敬介

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備  
運営事業の優先交渉権者の選定に係る  
客観的評価の結果について

平成 19 年 2 月 15 日

堺 市

# 目次

1.	事業概要	1
1.1.	事業名称	1
1.2.	対象となる公共施設等の種類	1
1.3.	公共施設等の管理者	1
1.4.	事業目的	1
1.5.	事業方式	1
1.6.	事業期間	1
1.7.	事業範囲	1
2.	民間事業者の募集及び選定	2
2.1.	民間事業者の募集及び選定の方式	2
2.2.	募集及び選定等の経過	2
2.3.	選定方法	2
3.	資格審査	4
4.	選定審査	5
4.1.	基礎審査	5
4.2.	提案審査	6
5.	財政負担縮減の効果	12

## 1. 事業概要

### 1.1. 事業名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

### 1.2. 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

### 1.3. 公共施設等の管理者

堺市長 木原 敬介

### 1.4. 事業目的

本事業は、「堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 募集要項」2.（5）②に示す処理対象物を安定的、経済的、衛生的かつ安全に処理し、処理過程で発生する熔融固化物及び金属類等をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる資源循環型廃棄物処理施設を整備し、及び運営することを目指す。

### 1.5. 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設を整備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後20年間にわたって維持管理及び運営を行うBT0（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

### 1.6. 事業期間

議会の議決を受けた翌日から平成45年3月31日までの26年間  
（調査整備期間6年間、運営期間20年間）

### 1.7. 事業範囲

選定事業者は、自ら提案した事業用地の利用可能性を確保し、環境影響評価、資源循環型廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）の整備、維持管理及び運営等を行う。

## 2. 民間事業者の募集及び選定

### 2.1. 民間事業者の募集及び選定の方式

民間事業者の募集及び選定は、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、民間事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとした。

### 2.2. 募集及び選定等の経過

年月日	内容
平成 18 年 3 月 24 日	募集要項等の公表
平成 18 年 4 月 3 日 ～4 月 7 日	募集要項等に関する質問の受付（第 1 回）
平成 18 年 5 月 8 日	募集要項等に関する質問の回答（第 1 回）
平成 18 年 6 月 5 日 ～6 月 8 日	参加表明書及び資格審査書類の受付
平成 18 年 6 月 9 日 ～6 月 27 日	資格審査、結果の通知
平成 18 年 7 月 14 日	今後のスケジュール公表
平成 18 年 10 月 4 日	優先交渉権者選定基準、様式集（その 2）の公表
平成 18 年 10 月 10 日 ～10 月 13 日	募集要項等（優先交渉権者選定基準、様式集（その 2））に関する質問の受付（第 2 回）
平成 18 年 10 月 25 日	募集要項等（優先交渉権者選定基準、様式集（その 2））に関する質問の回答（第 2 回）
平成 18 年 12 月 4 日 ～12 月 8 日	提案書類の受付
平成 19 年 1 月 18 日	優先交渉権者の決定

### 2.3. 選定方法

本市では PFI を総合的に推進・調整するため、堺市職員で構成する「堺市 PFI 等活用庁内委員会（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）」（以下「活用庁内委員会」という。）を設置し、堺市 PFI 等ガイドラインに沿って PFI 事業の円滑な推進を図ることとしている。

本事業を PFI 事業として推進するにあたっては、外部有識者で構成する「堺市 PFI 事業（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の下記委員から助言を得て、活用庁内委員会委員で構成する堺市 PFI 事業者（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が、堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 優先交渉権者選定基準書（以下「選定基準書」という。）に基づく提案審査を実施し、優先交渉権者を選定した。

市は、選定審査会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定した。

### 2.3.1. 検討委員

#### ○ 委員

- 委員長 宮本 勝浩 (関西大学大学院会計研究科教授)  
副委員長 津川 広昭 (弁護士法人 御堂筋法律事務所弁護士)  
池田 良直 (日本政策投資銀行関西支店企画調査課課長)

#### ○ 清掃工場整備運営事業専門委員

- 藤田 正憲 (高知工業高等専門学校長、大阪大学名誉教授)  
吉田 弘之 (大阪府立大学大学院工学研究科教授)

### 2.3.2. 活用庁内委員会 選定審査会

- 会長 加藤 敏夫 (助役)  
副会長 指吸 明彦 (助役)  
澤野 哲也 (総務局長)  
松藤 保孝 (財政局長)  
宮脇 和夫 (財政局理事)  
浅井 武 (理財局長)  
以倉 忠一 (市民人権局長)  
塩尻 春夫 (環境局長)  
松田 昭 (産業振興局長)  
赤石 宗嗣 (建築都市局長)  
田村 勝實 (建設局長)

#### ○活用庁内委員会及び選定審査会開催状況

年 月 日	内 容
平成 15 年 4 月 24 日	1. 堺市PFI等ガイドラインについて 2. PFI候補事業について
平成 15 年 6 月 12 日	「PFI事業導入に関する実施方針策定のための資料作成業務」にかかる委託業者の選定について
平成 15 年 12 月 9 日	堺市PFI事業検討委員会の設置について
平成 16 年 9 月 2 日	1. 清掃工場整備事業に関するPFI導入可能性調査の結果について 2. 実施方針(案)について
平成 16 年 10 月 19 日	実施方針(案)の修正について
平成 16 年 12 月 13 日	実施方針の公表について
平成 17 年 11 月 2 日	1. 事業概要とこれまでの経過 2. スケジュール変更と今後の進め方について
平成 17 年 12 月 20 日	実施方針の変更について
平成 18 年 2 月 28 日	1. 堺市におけるPFI審査・選定体制について 2. 実施方針の変更及び募集要項の公表について
平成 18 年 5 月 19 日	優先交渉権者選定基準等について
平成 18 年 6 月 2 日	優先交渉権者選定基準書と様式集2の公表について
平成 18 年 8 月 16 日	提案審査(総合審査)の具体的な手順について
平成 19 年 1 月 15 日	優先交渉権者の選定審査

○ 検討委員会開催状況

年月日	内 容
平成 16 年 2 月 16 日	1. 委員長の選任等 2. 事業検討委員会の位置付けと役割について 3. 清掃工場整備運営事業の概要について
平成 16 年 10 月 25 日	1. 清掃工場整備運営事業の概要について 2. 清掃工場整備運営事業実施方針（案）について
平成 17 年 1 月 26 日	1. 実施方針への質疑応答と意見について 2. 特定事業の選定について
平成 17 年 3 月 14 日	1. 契約書等（素案）について 2. 要求水準書（案）について
平成 18 年 9 月 15 日	1. 優先交渉権者選定基準書及び様式集（その2）の公表について 2. 優先交渉権者の評価手順及び進め方について
平成 18 年 12 月 28 日	優先交渉権者選定にかかる提案評価の取りまとめについて

3. 資格審査

平成 18 年 6 月 5 日から 6 月 8 日までの期間で 2 グループの応募があり、応募資格が確認されたグループは次のとおりである。

グ ル ー プ 名	新日鉄エンジニアリンググループ	日立造船グループ
代 表 企 業	新日鉄エンジニアリング株式会社	日立造船株式会社
構 成 員	株式会社大建設計 日鉄環境プラントサービス株式会社 大阪瓦斯株式会社 奥村組土木興業株式会社 カワサキ環境エンジニアリング株式会社 利晃建設株式会社	飛島建設株式会社
協 力 企 業	日本技術開発株式会社	株式会社日建技術コンサルタント

※ 新日鉄エンジニアリンググループは、参加表明書の提出時は新日鉄グループとしての届出であったが、平成 18 年 7 月 1 日に代表企業である新日本製鐵株式会社がエンジニアリング事業部門を会社分割し新日鉄エンジニアリング株式会社を設立したため、代表企業およびグループ名を変更したい旨の申し出があり、市はこれを承認した。

※ 日立造船グループについては、平成 18 年 12 月 1 日に応募辞退届が提出された。

## 4. 選定審査

平成 18 年 12 月 4 日から 8 日までの期間で提案書の受付を実施したところ、新日鉄エンジニアリンググループから提案書の提出があった。

### 4.1. 基礎審査

#### 4.1.1. 提案価格の確認

市は、応募者の提示する提案価格と提案価格に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の合計額が、選定基準書において公表した上限額を超えていないことを確認した。なお、この上限額は、民間事業者の創意工夫により市の財政負担額が縮減されることを踏まえて設定したものである。

上限額	44,520,000,000円
新日鉄エンジニアリンググループの提案価格	44,453,173,744円 (消費税等を含む。)

#### 4.1.2. 基本的条件及び要求水準の確認

市は、提出された提案書に対して基礎審査を実施した結果、募集要項等において示す本事業の基本的条件及び要求水準を十分に満足していることを確認した。

以下に、本事業の基本的条件及び要求水準の充足を確認した主な項目を示す。

##### (1) 募集要項

- ・ 事業スケジュールの充足
- ・ サービス購入料の支払い条件の充足
- ・ 応募者の構成と資格要件の充足
- ・ 事業用地の提案条件の充足

##### (2) 要求水準書

###### ① 環境影響評価業務及び施設整備業務

- ・ 関係法令や関係官公署の指導等の厳守
- ・ 環境影響評価業務の実施条件の充足

###### ② 設計及び建設業務の実施条件ならびに要求水準

- ・ 設計図書及び施工計画書の作成
- ・ 設計及び建設に関する基本条件の充足
- ・ 本事業におけるごみ処理条件の充足
- ・ 排ガス基準や排水基準等の環境保全基準の遵守
- ・ 作業環境基準の遵守
- ・ 溶融固化物、金属類、焼却飛灰及び溶融飛灰、並びにその他の副生成物の品質基準の遵守
- ・ ごみ由来エネルギーの有効利用

- ・ 見学者への対応
- ・ 設備共通、プラント設備、建築、建築機械設備及び建築電気設備の各仕様に関する要件の充足
- ・ 建設中の諸条件の充足
- ・ 試運転の実施内容条件の充足
- ・ 検査及び性能試験の実施条件の充足
- ・ 本施設の引渡し手順

#### ③ 維持管理業務の実施条件及び要求水準

- ・ 維持管理及び運營業務の実施条件の充足
- ・ 統括業務の実施条件の充足
- ・ 保守点検にかかる業務実施条件の充足
- ・ 本施設の修繕、清掃及び警備の業務実施条件の充足

#### ④ 運營業務の実施条件及び要求水準

- ・ 本施設の運転条件の充足
- ・ ごみの計量・監視にかかる業務実施条件の充足
- ・ 環境保全にかかる業務実施条件の充足
- ・ 熔融固化物、金属類、焼却飛灰及び熔融飛灰、その他の副生成物、並びにごみ由来のエネルギーの有効利用及び処理にかかる業務実施条件の充足
- ・ 非常時対応、見学者対応及び住民対応にかかる業務実施条件の充足

### (3) 事業契約書（案）

- ・ 本事業の実施を目的として設置される会社の設立条件の充足
- ・ 義務付けた保険契約の付保
- ・ サービス購入料の改定指標の提案条件の充足

## 4.2. 提案審査

選定基準書では、価格評価と提案評価の合計による総合評価を行うこととしていたが、本事業では最終的に応募者が1グループとなったことから、提案評価による選定審査を行った。

### 4.2.1. 提案評価

提案評価のうち、定性的評価項目については、各小項目毎に以下の5段階で評価を行い、数値化できる評価項目については、各小項目について算定式を用い算定した値の少数第三位を四捨五入したものを評価値とし、配点×評価値として評価点を計算した。

○ 定性的評価項目の評価点計算方法

評価	評価内容	評価値	評価点
a	特に優れている。	1.00	配点×1.00
b	aとcの間	0.75	配点×0.75
c	優れている。	0.50	配点×0.50
d	cとeの間	0.25	配点×0.25
e	要求水準を満たしている程度。	0.00	配点×0.00

○ 数値化できる評価項目の評価点算定方法

評価点＝配点×評価値

(評価値：算定式を用い算定した値の少数第三位を四捨五入したもの。0.00～1.00の範囲の数値となる。)

#### 4.2.2. 提案評価点

① 全体計画に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
基本方針	・本事業の目的を踏まえた事業方針	10	8.75
実施体制	・グループ構成、構成員実績、業務実施体制の適切性及び合理性 ・市とのコミュニケーションに関する体制及び方法		
事業用地の提案	・提案用地の適切性及び確保の確実性 ・賃借開始時及び終了時の手続き及び方法		
スケジュール	・スケジュール(優先交渉権者選定後から運営開始まで)の妥当性		
環境負荷	・環境保全基準に関する考え方 ・堺市地球温暖化対策実行計画の趣旨を踏まえた評価	4	2.24
地域との連携	・地域住民への対応、情報提供への考え方、見学者対応、環境学習の取り組み ・地域の活性化 ・地域経済への貢献	7	7
地域環境	・地域の環境保全に関する考え方	2	2
その他	・その他の優れた提案	2	2
小計		25	21.99

② 資源循環に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
溶融固化物及び金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶融固化物の有効活用における市の取扱量と確実性</li> <li>金属類の有効活用における市の取扱量と確実性</li> </ul>	5	4
焼却飛灰及び溶融飛灰			
ごみ由来エネルギーの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>余剰エネルギー（電力等）の有効利用に関する考え方</li> <li>ボイラ及び発電設備の性能</li> <li>提案施設におけるエネルギー使用量</li> </ul>	7	5.69
小計		12	9.69

③ 収支計画に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
提案価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備費、運営費、維持管理費等の妥当性</li> <li>資金調達計画の妥当性及び確実性</li> <li>収支計画の適切性及び安定的な事業継続のための工夫</li> <li>主要リスクの認識と対応策の実効性</li> <li>SPC※の内部統制と倒産隔離策の実効性</li> </ul>	8	8
収支計画			
事業の安定性・継続性			
小計		8	8

※（注） SPC(Special-Purpose-Company)とは本事業の実施を目的として設立される特別目的会社をいう。

④ 施設整備計画に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
施設整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>スケジュール遅延リスクの認識と対応策</li> <li>実施体制、施工監理の体制、方法</li> <li>施設整備に係る各種リスクの把握と管理・対処方法</li> </ul>	4	4
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全目標に関する考え方</li> <li>環境影響評価における住民対応に関する考え方</li> </ul>	2	2
建築計画・設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内配置計画、動線計画、施設内配置計画</li> <li>周辺景観との調和</li> <li>構造計画</li> </ul>	4	4
小計		10	10

⑤ プラント性能に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
処理システムの安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案技術の実績</li> <li>・提案技術の信頼性</li> <li>・常設予備機に関する考え方</li> <li>・予備品及び消耗品に関する考え方</li> </ul>	9	7.96
処理システムの安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障、事故に関する安全対策</li> <li>・耐震性に関する考え方と対策</li> <li>・その他災害要因に関する安全対策</li> </ul>	7	7
プラントの適応能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ量変化への対応（ごみの貯留方法を含む）</li> <li>・ごみ質変化への対応</li> <li>・ごみの種類別の処理・処分にに関する考え方</li> </ul>	7	6.5
小計		23	21.46

⑥ 運営・維持管理計画に関する評価項目

評価項目	審査のポイント	配点	評価点
運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営計画の妥当性及び工夫</li> <li>・運營業務の実施体制の適切性及び工夫</li> <li>・ごみの搬入監視及び市民対応に関する考え方</li> <li>・環境保全の確実性</li> </ul>	9	7.5
維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業務の実施体制の適切性及び工夫</li> <li>・保守点検に関する考え方</li> <li>・修繕に関する考え方</li> <li>・非常時の対応、体制及び人身の安全確保に関する考え方</li> </ul>	9	9
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己モニタリングの方法、市の行うモニタリングに関する協力体制</li> <li>・維持管理及び運營業務の支障発生時の体制</li> </ul>	4	4
小計		22	20.5
提案評価点		100	91.64

4.2.3. 優先交渉権者の選定結果

新日鉄エンジニアリンググループの提案は、技術面・運営面において、市があらかじめ提示した要求水準を上回る内容であった。選定審査会は、提案内容について検討委員会の助言を踏まえ、選定基準書に基づいて提案審査を実施した結果、91.64点と高いレベルの評価点となったことから、新日鉄エンジニアリンググループを優先交渉権者として選定した。

#### 4.2.4. 選定審査会における評価、意見等

- (1) 提案書類の評価、審査にあたって、選定審査会から、今回の提案に関してなされた評価及び、意見は次のとおりである。

##### ① 全体計画について

本事業の目的を踏まえ、市地球環境温暖化対策実行計画の趣旨に沿った地球環境負荷低減の考え方、省資源・省エネルギー型の設備設計への取り組み、安定稼働実績を保有する処理システムの採用、効率的な施設の運営・予防保全、埋立処分量の最小化による資源循環の実現、環境教育の充実と地域交流の実現に関する提案が評価された。

市とのコミュニケーションに関する体制及び方法については、「関係者協議会」の設置、市との連絡窓口の設置、連絡体制の構築、市との連絡調整に配慮した「堺市クリーンセンター間連絡会」の実施に関する提案が市の環境行政への積極的な協働意欲の表明として評価された。安全衛生管理体制、緊急体制、危機管理体制等の運用と職場教育など SPC の持つ技術・経験が市既存の施設管理にも大いに役立つことが期待できる提案と評価された。

地域との連携については、地域住民への対応、情報提供の考え方、見学者対応、環境学習への取り組みが具体的に示された点が評価された。

環境学習については、学校教育との連携や、環境学習室の公正な運営に留意し、地域との連携を図るようとの意見があった。

ホームページによる情報公開は、一方的な情報提供にとどまらず双方向のコミュニケーションツールとなるよう民間の優れたノウハウをもとに工夫するようとの意見があった。

運営業務における地域人材活用、運営業務に付帯する業務についての地域雇用への最大限の配慮に関する提案が評価された。地域の人材活用や、貢献策が具体的に示され、本事業の終了後においても、持続可能な技術の承継や人材育成による地域経済への貢献など地域の活性化が期待できると評価された。

地域の環境保全に関しては、周辺地域の環境保全に考慮した施設配置計画、段状の緑地の設置、プラットホーム臭気対策、排ガス対策に関する提案が評価された。

##### ② 資源循環について

ごみの処理過程で生成される溶融スラグやメタルを全量有効活用できることは、天然資源保護や最終処分場の延命化だけでなく、市の最終処分に係る経費の削減が評価された。

今後有効利用の用途開発や市場の開拓、飛灰溶融の技術開発等についても努めるようとの意見があった。

また、高温高圧ボイラの設置やガスエンジン・コージェネレーションシステムの導入という自主的かつ積極的な提案がなされた。このことにより、ごみが保有するエネルギーを最大限電気エネルギーとして回収し余剰電力を売却することが、ひいては CO2 削減による地球温

暖化の防止に寄与することや、市の財政負担額が20年間で40数億円縮減される提案が評価された。

### ③ 収支計画について

環境影響評価、施設整備、維持管理・運営、溶融スラグの有効活用、エネルギーの需給等、主要な業務の全てがグループ構成企業で充足される提案であるため、提案価格の信頼性が評価された。

また、複数の金融機関からの関心表明書の提出もあり、資金調達等の確実性が評価された。

収支計画の適切性及び安定的な事業継続のための工夫として、SPC 利益の予備費として妥当な水準での設定、各種指標の設定、資本金による違約金積立金の拠出、運転資金積立金、配当留保による積立金に関する提案が評価された。特に、積立金設定が評価された。

事業の安定性・継続性については、主要リスクの認識と対応策の実効性の担保として、受託企業へのリスク移転と未然防止、金融手法による金利リスク回避、金融機関からの監視、要求水準を超える保険の付保に関する提案が評価された。

SPC の内部統制と倒産隔離策の実効性については、「SPC 運営連絡協議会」による確認、出資者破綻の場合の対応方策に関する提案が評価された。特に、第三者（保険コンサルタント）によるリスク評価を取り入れた点が評価された。

### ④ 施設整備計画について

施設整備にあたっては、スケジュール遅延リスクの認識と対応策として、優れた管理体制となっており、定期的な市への進捗状況報告、スケジュール遅延リスクへの対応策などのスケジュール管理の重要性を十分理解している提案が評価された。

実施体制、施工監理の体制、方法についても、施設整備を確実に遂行するための実施体制、一社一貫体制、代表企業による機器毎の工場検査の実施、効果的な監理計画、各種会議の開催など現場管理のノウハウが活かされている提案が評価された。

施設整備に係る各種リスクの把握と管理・対処方法として、業務請負者へのリスク移転、リスク別顕在化時の対応、災害発生時の対応に関する提案が評価された。

特に、全体としてリスク回避に努めている点が評価された。

### ⑤ プラント性能について

提案されたシャフト炉がもつ27年間の安定稼働実績は、既存のストーカ炉方式の安定稼働実績に匹敵する事が評価された。

しかしながら、この間になされた改良点や蓄積された経験、新技術の導入など信頼性の向上に関する具体的な説明が不足していることの指摘もなされた。今後、安定稼働を実現するための技術開発や、シャフト炉式ガス化溶融炉の課題であるコークス使用量の削減によるCO2の排出抑制に、よりいっそう努めるようにとの意見が出された。

### ⑥ 運営・維持管理計画について

運営体制や運営計画の遂行プログラムが具体的で明確であること、環境保全のため自主管

理目標値を厳しく設定しているなど具体的な環境への取組が評価された。

維持管理業務の実施体制の適切性及び工夫として、維持管理業務経験に基づく一括対応、充実したデータ管理システムの採用、予防保全のためのPDCAサイクルの確立による消耗品の使用量の削減や故障、破損などの事故を未然に防ぐことにより工事修繕にかかる経費削減効果が期待できる提案であることが評価された。保守点検に関しては、保守点検の安全性を確保する方策、運転班・設備維持管理班が連携した業務体制、効率的な点検ルートの設定に関する提案が評価された。

修繕に関しては、確実性・費用効率性両方の向上方策、長期修繕業務の内容、修繕費用の平準化、耐久性の高い耐火物の採用、高温腐食に対する耐久性の高い材質選定、寿命予測精度向上と経費削減効果の向上を図る提案であることが評価された。

ごみの搬入監視については抑止力が働くよう工夫を怠らないこと、市民対応はCS\*活動をするなど親切丁寧な対応を心がけることが必要であること、非常時の体制、対応がスムーズに機能するような運用に努めるようにとの意見が出された。

自己モニタリングの方法、市のモニタリングに関する協力体制については、計画のモニタリング、SPCのマネジメントに関するモニタリング、融資金融機関のチェック、市のモニタリングへの協力体制に関する提案が評価された。

また、維持管理及び運營業務の支障発生時の体制として、緊急時の対応体制、設備や運転、設備維持管理を起因とする支障が発生した場合の改善方法に関する提案が評価された。

※(注) CS(Customer-Satisfaction)とは行政サービスを受けた市民がどれくらい満足したかを図る指標

## (2) 評価及び意見の反映

選定審査会から出された評価及び意見については、今後SPCが事業を実施していく際に十分反映されるよう、優先交渉権者との協議において調整を図ることとする。

## 5. 財政負担縮減の効果

本事業における市の財政負担について、市が直接実施する場合と優先交渉権者がPFI事業により実施する場合とを比較すると、下表のとおりとなる。

PFI事業により実施する場合の財政負担縮減額(現在価値換算後)は4,867百万円、財政負担縮減率は18.2%となる。

区 分	市の財政負担額(現在価値換算後)
市が直接実施する場合	26,731百万円
PFI事業により実施する場合	21,864百万円
財政負担縮減額	4,867百万円
財政負担縮減率	18.2%

(注) 現在価値換算にあたっての割引率は4%、物価上昇率0%としている。

## ○優先交渉権者の提案概要

項目	内容
事業用地	堺区築港八幡町1の一部
敷地面積	30,000 m <sup>2</sup>
延床面積	11,470 m <sup>2</sup>
建物高さ	41.8m
煙突高さ	80.0m
提案する処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
処理能力	450 t / 日
ごみ処理施設系列数	2 炉 2 系列
ごみ処理施設年間稼働日数	311 日 / 炉 (平均)

## ○優先交渉権者の提案の特徴

- ・ 熱分解炉と溶融炉を一体とし、ごみ質の変動に対して柔軟に対応できる。
- ・ 資源循環型社会の形成に貢献するため、溶融固化物（スラグ・メタル）の全量を有効利用できる提案となっている。
- ・ 事業期間にわたる余剰電力の売却先の確保、ガスエンジンコージェネレーションシステムの採用などにより、余剰電力売却収入の最大化を図る。

## ○優先交渉権者の提案イメージ図（北方向より望む）



※ 本図は参考資料として提出されたものであり、実際の建築イメージとは異なる場合があります。